

## 有害鳥獣対策の各種支援について



【問い合わせ】農林課森林整備係 ☎ 85-6125

### ■ 狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に係る費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害の減少および人身被害の防止を図るため、新規に狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● 対象者 次のいずれにも該当する方

- ① 町内に住所を有する方で令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間に狩猟免許を取得した者
- ② 山形県猟友会西おきたま支部

白鷹分会（以下「猟友会」という。）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる者

● 補助率 次に記載する経費の2分の1（上限5万円）

- ① 狩猟免許取得に係る経費
  - ② 銃砲所持許可に係る経費
  - ③ 銃砲の所持に係る経費
  - ④ 狩猟者登録に係る経費
  - ⑤ 猟友会の入会に係る経費
- ※詳しくは、お問い合わせください。

### ■ 農作物被害防止用の電気柵の設置費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害を軽減するため、耕作地などに電気柵を設置するために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● 対象者 販売農家または販売農家グループ、自家用農家

※電気柵を農作物収穫前に耕作地などに設置を完了できる方に限る。

● 補助率 電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）

※自家用農家の場合は、上限が1万円となります。（ただし、3戸以上で共同で設置する場合は上限10万円となります）  
※設置する前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

## 有害鳥獣の捕獲を行うには・・・

有害鳥獣（農地を荒らすイノシシなど）の捕獲を行うためには、一部の例外（タヌキ、ハクビシンなどの小動物）を除き、原則として許可が必要となります。捕獲作業に従事するには、原則として以下のような要件が必要になります。

- ① 捕獲の方法（わな、網など）に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 捕獲を行う地域を管轄する市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その対象鳥獣捕獲員であること。
- ③ 捕獲を行う地域の猟友会支部長から推薦または承認されたものであること。  
（なお、山形県猟友会では有害捕獲の実施にあたり3年以上の狩猟経験または猟友会支部長が実施する訓練および講習会の受講が条件となります。）
- ④ 捕獲実施前1年以内において、申請する捕獲の方法に対応する狩猟者登録を受け、捕獲を行う地域で狩猟を行っていること。
- ⑤ 大日本猟友会の狩猟事故共済またはハンター保険に加入するなど、狩猟者登録を行う場合と同等の賠償責任能力を備えていること。

これらの要件を満たすことなく有害鳥獣の捕獲を行うことはできません。ご注意ください。

## ■三ツ瀧不動尊祭礼は中止となりました

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、今年につきましても「三ツ瀧不動尊祭礼」は中止となりました。

皆さまのご理解ご協力をお願いします。

## 【問い合わせ】

(一社) 白鷹町観光協会

☎86-0086

## ■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止対策を応援します

地域において有害鳥獣からの被害防止計画をたて、地域ぐるみ(集落)で広域の電気柵を設置する場合、白鷹町鳥獣対策協議会から資機材一式をその地域に貸し出す事業です。なお、電気柵の設置は自力施工とし、業者等へ委託される場合は、実施地区で負担いただきます。

●事業名 「地域ぐるみで行う鳥獣被害対策支援事業」

●事業対象 おおむね町内単位の集落(受益者3戸以上)

●募集地区 1〜2地区

◆申請に必要なもの

・事業計画書  
・実施区域の受益者名簿  
・被害状況の一覧(整理簿、写真等)

・設置箇所図

◆募集期間 令和4年5月16日(月)〜6月17日(金)まで

## ◆注意点

1. 集落内での綿密な話し合いを行ってください。その上で、集落のどの箇所に電気柵を設置するか、延長はどの程度になるか、現地を確認しながら検討してください。また、合意形成を図る際に行った会議の議事録等を作成してください。

2. 作付けしている品目や被害状況(被害面積、被害量等)について整理簿等にまとめてください。

3. 電気柵設置及び撤去、下草刈の実施などに関する維持管理規定を作成してください。

※申込みが多数の場合、申請内容を審査の上、実施地区を選定いたします。まずは左記担当までご相談ください。

## 【問い合わせ】

農林課森林整備係

☎85-6122

## 令和4年度地域学校協働本部事業 ボランティア募集

白鷹町地域学校協働本部では、町立小中学校がおこなう教育活動にお手伝いいただける方を通年で募集しています。知識や経験は問いません。「できる人が」「できるときに」「できる範囲で」皆さんの特技や技能を子供たちのためにいかしてみませんか？

## ■例えばどんな取り組みがあるの？

- \*学習支援(調理、裁縫、絵画、地域の歴史、スキー、水泳、稲作・畑作学習)
  - \*図書館支援(本の整理、読み聞かせ) \*環境整備支援(雪囲い、グラウンド周辺草刈り、調理室整備)
  - \*交通安全支援 \*部活動支援 \*クラブ活動支援 \*学校行事支援 など
- ※内容の詳細については、中央公民館や各地区コミュニティセンター等に設置のチラシやホームページをご覧ください。

～お気軽にお問合せ下さい～

## ▼地域学校協働活動推進員

白鷹中学校 酒井宏幸 ☎85-5531

蚕桑小学校 村上茂一 ☎85-2249

## ▼事務局

教育委員会

生涯学習・文化振興係 ☎85-6146

